

令和6年9月27日開催

新庄市農業委員会第16回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和6年9月）議事録

1. 開催日時 令和6年9月27日（金）午前10時00分

2. 開催場所 新庄市民プラザ 第5・6研修室

3. 出席委員（17名）

1番 浅沼 玲子	2番 笹 行也
3番 松田 浩一	4番 早坂 浩樹
5番 指村 貞芳	6番 森 良一
7番 下山 秀一	8番 奥山 久
9番 中鉢 浩	11番 田宮 成彦
12番 齋藤 謙二	13番 星川 吉和
14番 伊藤 和彦	15番 三原 幸一
16番 星川 秀男	17番 星川 豊
18番 佐藤 喜代志	

4. 欠席した委員（2名）

10番 五十嵐 成生	19番 高山 光弥
------------	-----------

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
日程第 2 議案第 50 号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 3 報告第 39 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 4 報告第 40 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

6. 出席した事務局職員

事務局長	大江 周	局長補佐	鏡 彰 広
主 任	八 鍬 貴 征	主 任	結 城 美 緒

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○議長

それでは、これより令和6年度新庄市農業委員会第16回総会を開催いたします。議事に入る前に事務局より出席の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は17名です。欠席通告者は、10番五十嵐成生委員、19番高山光弥委員の2名です。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本第16回総会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長に議長をお願いいたします。

○議長

それではこれより議事に入ります。はじめに、日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に3番松田浩一委員と7番下山秀一委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広さんと八鍬貴征さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第50号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。
それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第50号農地法第5条の規定による許可申請について、稲舟地区1件ございます。
(議案書を基に申請内容を説明。)
ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から調査の結果について報告をお願いします。
それでは、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○14番

稲舟地区1番につきまして、9月20日に調査確認しました。ここは岩石採取に伴う残土を用いて谷間にある農地の地盤を嵩上げする農地改良事業として、数年前から複数回に分けて農地転用されてきた場所です。本来であれば許可を得た後に着手すべき施工箇所を現場の担当者が誤って工事してしまったということです。追認事案ということになりますが、計画のとおり工事が行われていますので今後このようなことがないよう社内チェック体制を見直すことを条件に許可相当として県に報告すべきものと判断しましたので宜しくをお願いします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第50号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第50号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

それでは報告案件に入ります。

日程第3、報告第39号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告の説明をさせていただきます。

報告第39号農地法第3条の3第1項の規定による届出について新庄地区4件、稲舟地区3件、八向地区3件、計10件ございます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第39号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第39号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり承認されました。

○議長

次に日程第4、報告第40号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第40号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区1件ございます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第40号農地法第18条第6項の規定による通知について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第40号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

その他の件について何かございませんか。

<「なし」という者あり>

○議長

ないようですので、これで新庄市農業委員会第16回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和6年9月27日

新庄市農業委員会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員